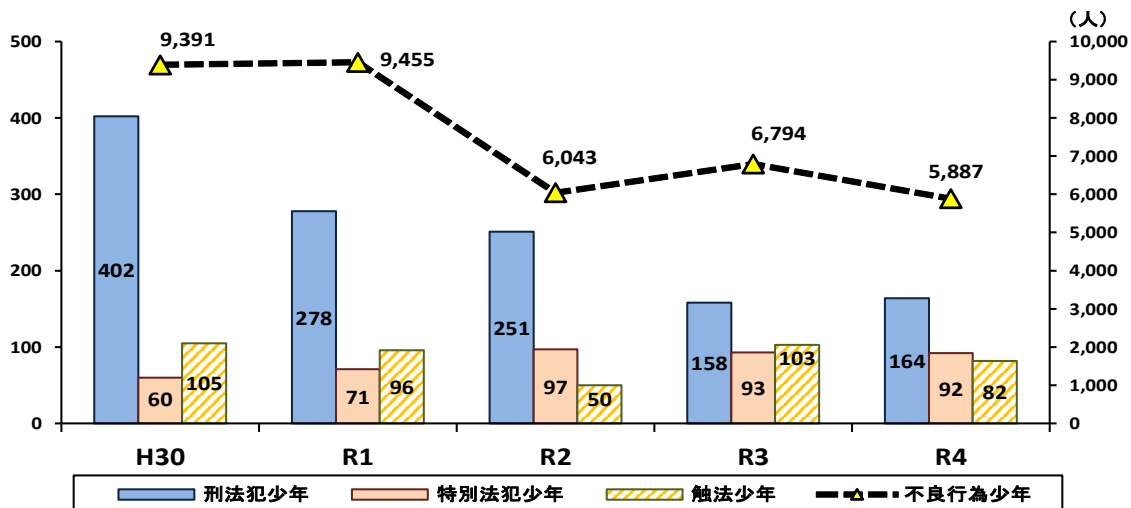


# 少年非行の概況について (令和4年中)

## 1 少年非行の概況

### (1) 少年非行の情勢



	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	増減率
刑法犯少年	402	278	251	158	164	6	3.8%
特別法犯少年	60	71	97	93	92	-1	-1.1%
触法少年	105	96	50	103	82	-21	-20.4%
不良行為少年	9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	-907	-13.4%

- ・ 刑法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、刑法犯で検挙された少年
- ・ 特別法犯少年…犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者のうち、特別法犯で検挙された少年
- ・ 触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ・ 不良行為少年…深夜はいかい、喫煙、飲酒、粗暴行為等で補導された少年

刑法犯少年は前年に比べ増加しましたが、特別法犯少年、触法少年、不良行為少年は減少しました。

### (2) 刑法犯少年

#### ア 刑法犯総検挙人員に占める刑法犯少年の割合（構成比）

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	増減率
総検挙人員	4,237	3,562	3,311	3,107	3,207	100	3.2%
20歳以上の者	3,835	3,284	3,060	2,949	3,043	94	3.2%
刑法犯少年	402	278	251	158	164	6	3.8%
構成比	9.5%	7.8%	7.6%	5.1%	5.1%	±0P	
20歳以上の者の人口	2,402,088	2,395,747	2,390,775	2,386,731	2,393,183	6,452	0.3%
人口比	1.6	1.4	1.3	1.2	1.3	0.1P	
少年人口	168,198	165,431	161,005	157,520	154,960	-2,560	-1.6%
人口比	2.4	1.7	1.6	1.0	1.1	0.1P	

注1：表中の少年人口は、茨城県政策企画部統計課の推計人口（14～19歳）（各年1月1日時点の人口を使用）  
注2：人口比は、同年齢層人口1,000人当たりにおける検挙人員の割合。

刑法犯少年は164人で、前年に比べ6人（3.8%）増加し、総検挙人員に占める刑法犯少年の割合（構成比）は5.1%で、前年と同ポイントでした。

## イ 罪種別検挙状況

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	402	278	251	158	164	6	3.8%
凶悪犯	6	9	14	9	13	4	44.4%
粗暴犯	83	54	57	43	48	5	11.6%
窃盗犯	225	151	138	62	60	-2	-3.2%
知能犯	34	9	6	12	13	1	8.3%
風俗犯	3	10	7	6	4	-2	-33.3%
その他	51	45	29	26	26	±0	-

・凶悪犯…殺人、強盗、強制性交等、放火等  
 ・窃盗犯…万引き、自転車盗、侵入窃盗等  
 ・風俗犯…公然わいせつ、賭博等

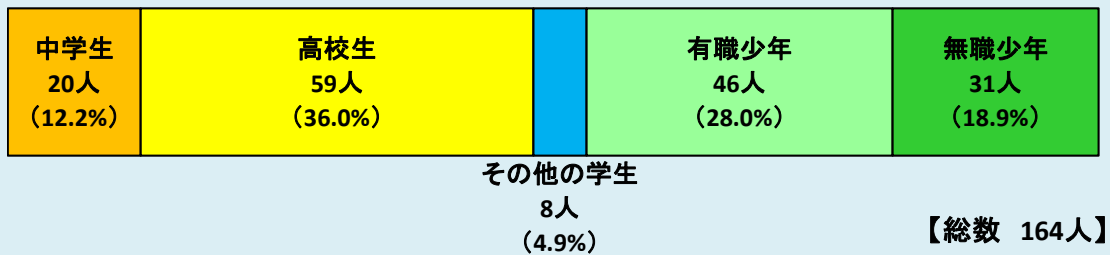
・粗暴犯…傷害、暴行、恐喝、脅迫等  
 ・知能犯…ニセ電話詐欺、横領等  
 ・その他…占有離脱物横領、公務執行妨害等

罪種別では、前年と比較して凶悪犯が4人（44.4%）、粗暴犯が5人（11.6%）、知能犯が1人（8.3%）増加した一方で、窃盗犯が2人（3.2%）、風俗犯が2人（33.3%）減少しました。

また、その他の刑法犯は前年と同数でした。

## ウ 学職別検挙状況

### 刑法犯少年 学職別検挙状況【令和4年中】



学職別では、高校生が59人と最も多く、全体の36.0%を占め、次いで有職少年が46人と全体の28.0%を占めました。

## エ 再犯者率

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
						増減数	増減率
刑法犯少年	402	278	251	158	164	6	3.8%
再犯者	125	81	76	52	50	-2	-3.8%
再犯者率	31.1%	29.1%	30.3%	32.9%	30.5%	-2.4P	

再犯者の割合（再犯者率）は30.5%で、前年に比べ2.4ポイント減少しました。

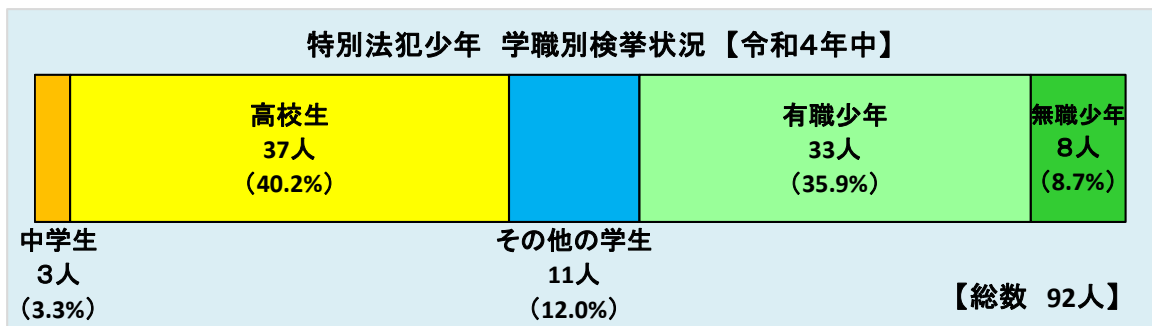
### (3) 特別法犯少年

#### ア 法令別検挙状況

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
						増減数	増減率
特別法犯少年	60	71	97	93	92	-1	-1.1%
軽犯罪法	17	15	13	9	15	6	66.7%
青少年健全育成条例	11	12	14	26	19	-7	-26.9%
児童買春・児童ポルノ禁止法	8	13	28	13	19	6	46.2%
大麻取締法	8	6	17	17	12	-5	-29.4%
その他	16	25	25	28	27	-1	-3.6%

法令別では、青少年健全育成条例と児童買春・児童ポルノ禁止法が19人で最も多く、それぞれ全体の20.7%を占め、次いで、軽犯罪法が15人で、全体の16.3%を占めました。

#### イ 学職別検挙状況



学識別では、高校生が37人と最も多く、全体の40.2%を占め、次いで、有職少年が33人で全体の35.9%を占めました。

#### ウ 薬物事犯

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
						増減数	増減率
薬物事犯	12	14	23	25	14	-11	-44.0%
覚醒剤取締法	3	5	5	4	1	-3	-75.0%
大麻取締法	8	6	17	17	12	-5	-29.4%
その他	1	3	1	4	1	-3	-75.0%

※ その他・・・麻薬特例法、麻薬取締法

薬物事犯で検挙された少年は14人で、前年に比べ11人（44.0%）減少しました。

#### (4) 触法少年

		H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
							増減数	増減率
触法少年		105	96	50	103	82	-21	-20.4%
刑法犯	窃盗犯	67	59	37	51	41	-10	-19.6%
	粗暴犯	27	14	3	27	13	-14	-51.9%
	その他等	7	15	6	17	25	8	47.1%
特別法犯		4	8	4	8	3	-5	-62.5%

※ その他等・・・凶悪犯、知能犯、風俗犯、刑法犯少年その他(器物損壊等)

触法少年の補導人員は82人で、前年に比べ21人(20.4%)減少しました。

#### (5) 不良行為少年

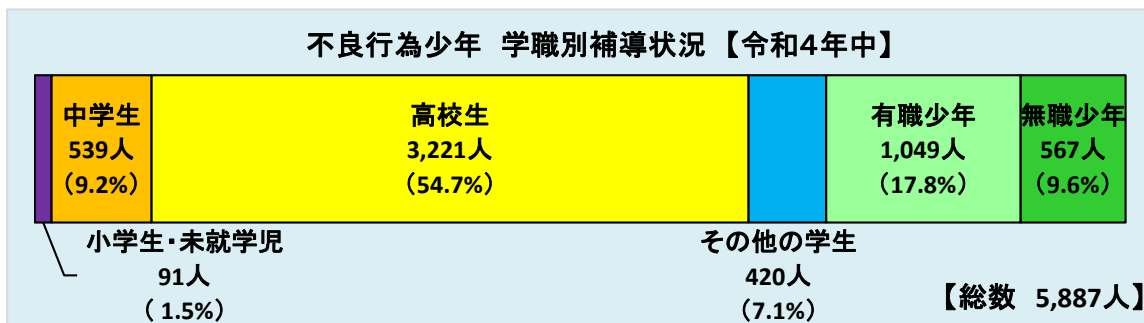
##### ア 補導人員の行為種別推移

		H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
							増減数	増減率
不良行為少年		9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	-907	-13.4%
	飲酒	408	304	264	246	266	20	8.1%
	喫煙	1,530	1,377	1,738	1,826	1,629	-197	-10.8%
	粗暴行為	224	251	573	982	575	-407	-41.4%
	暴走行為	220	111	166	137	121	-16	-11.7%
	深夜はいかい	6,455	6,921	2,902	3,077	2,911	-166	-5.4%
	不健全娯楽	229	166	119	188	163	-25	-13.3%
	その他	325	325	281	338	222	-116	-34.3%

※ その他・・・家出、怠学等の不良行為

- ・ 不良行為少年総数は5,887人で、前年に比べ907人(13.4%)減少しました。
- ・ 行為種別では、深夜はいかいが2,911人と最も多く、全体の49.4%を占め、次いで、喫煙が1,629人で、全体の27.7%を占めました。

##### イ 学職別補導状況



学職別では、高校生が3,221人と最も多く、全体の54.7%を占め、次いで、有職少年が1,049人と全体の17.8%を占めました。

## 2 福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）

### (1) 検挙件数・検挙人員・被害少年

	H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
						増減数	増減率
検挙件数	179	151	163	130	136	6	4.6%
検挙人員	138	127	136	128	114	-14	-10.9%
被害少年	128	110	120	109	103	-6	-5.5%

福祉犯の検挙件数は136件で、前年に比べ6件（4.6%）増加し、検挙人員は114人で、前年に比べ14人（10.9%）減少しました。

また、被害少年は103人で、前年に比べ6人（5.5%）減少しました。

### (2) 法令別福祉犯検挙件数・検挙人員・被害少年

		H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
							増減数	増減率
児童買春・児童ポルノ禁止法	検挙件数	83	75	76	53	62	9	17.0%
	検挙人員	63	58	55	44	50	6	13.6%
	被害少年	28	41	37	31	39	8	25.8%
青少年健全育成条例	検挙件数	57	54	58	55	64	9	16.4%
	検挙人員	48	46	55	60	53	-7	-11.7%
	被害少年	55	44	54	53	52	-1	-1.9%
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	検挙件数	11	12	15	16	6	-10	-62.5%
	検挙人員	12	13	14	16	6	-10	-62.5%
	被害少年	11	12	14	16	6	-10	-62.5%
その他	検挙件数	28	10	14	6	4	-2	-33.3%
	検挙人員	15	10	12	8	5	-3	-37.5%
	被害少年	34	13	15	9	6	-3	-33.3%

法令別の福祉犯検挙件数は、青少年健全育成条例が最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律の順でした。

### (3) SNSに起因する事犯の被害状況

		H30	R1	R2	R3	R4	増減数	
							増減数	増減率
SNSに起因		32	35	25	23	35	12	52.2%
児童福祉法		1	0	0	0	0	±0	-
青少年健全育成条例		13	10	8	12	12	±0	-
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	2	5	4	2	3	1	50.0%
	児童ポルノ	13	18	10	9	15	6	66.7%
	小計	15	23	14	11	18	7	63.6%
重要犯罪等		3	2	3	0	5	5	-

・SNSとは、LINE、Twitter、Facebook等の出会い系サイト以外のウェブサイト及びアプリをいう。

・重要犯罪等とは、重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ）と逮捕監禁をいう。

SNSに起因する事犯の被害少年は35人で、前年に比べ12人（52.2%）増加しました。